

## なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会運営要領 新旧対照表 (案)

新	旧
<p data-bbox="230 247 958 279">なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会運営要領</p> <p data-bbox="174 335 250 367">(趣旨)</p> <p data-bbox="125 383 1052 558">第1条 この要領は、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会規則（令和3年3月奈良県規則第65号。以下「規則」という。）第8条の規定により、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="174 603 369 635"><u>(委員会の開催)</u></p> <p data-bbox="125 638 922 670">第2条 <u>委員会は、原則として、年2回開催するものとする。</u></p> <p data-bbox="174 715 362 746">(会議の招集等)</p> <p data-bbox="125 762 1052 890">第3条 委員長は、規則第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。</p> <p data-bbox="125 906 1052 1034">2 委員長は、<u>必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、web 会議その他の電磁的方法又は書面により、委員に対し議決を求めることができる。</u></p> <p data-bbox="174 1098 336 1129">(会議の公開)</p> <p data-bbox="125 1145 1052 1276">第4条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p data-bbox="125 1292 1052 1372">2 会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。</p>	<p data-bbox="1193 247 1921 279">なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会運営要領</p> <p data-bbox="1137 335 1214 367">(趣旨)</p> <p data-bbox="1088 383 2016 558">第1条 この要領は、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会規則（令和3年3月奈良県規則第65号。以下「規則」という。）第8条の規定により、なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1137 715 1326 746">(会議の招集等)</p> <p data-bbox="1088 762 2016 890">第2条 委員長は、規則第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。</p> <p data-bbox="1088 906 2016 1034">2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、委員会の会議を招集することが適当でない</u>と認めるときは、<u>必要に応じ、web 会議その他の電磁的方法又は書面により、委員に対し議決を求めることができる。</u></p> <p data-bbox="1137 1098 1299 1129">(会議の公開)</p> <p data-bbox="1088 1145 2016 1276">第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p data-bbox="1088 1292 2016 1372">2 会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。</p>

## なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会運営要領 新旧対照表 (案)

(議事録)

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員長が公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(議事録)

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員長が公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から施行する。